

労働者派遣事業に基づくマージン率の公開について

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報（マージン率）を公開いたします。
なお、マージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$



株式会社GEC

対象期間 平成 30年 12月 1日～令和1年 11月 30日

①派遣労働者の数（1日平均）	6名
②派遣先数	8社
③派遣料金の平均額（1日8時間当たりの額の平均）	
派遣料金の平均額	¥26,765
④派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの額の平均）	
派遣労働者の賃金	¥16,883
⑤マージン率※	
マージン率	36.92%
⑥派遣労働者の教育訓練に関する事項	
入社時	新人研修
随時	業務に応じて必要な技能研修
年 1 回	コンプライアンス研修 (個人情報保護、情報セキュリティ)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費等も含まれています。

以上